

平成 29 年度の介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 総合事業実施の背景・目的

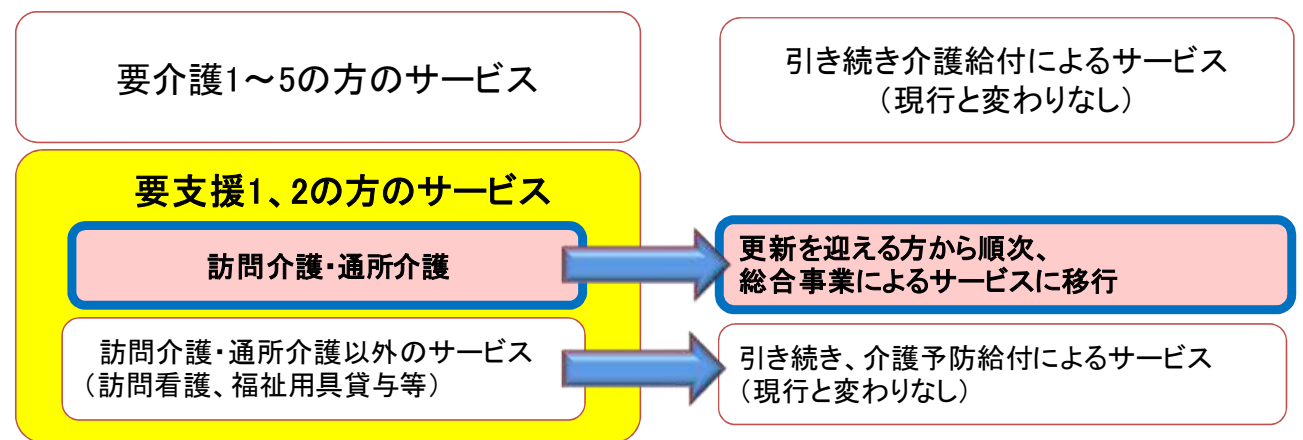
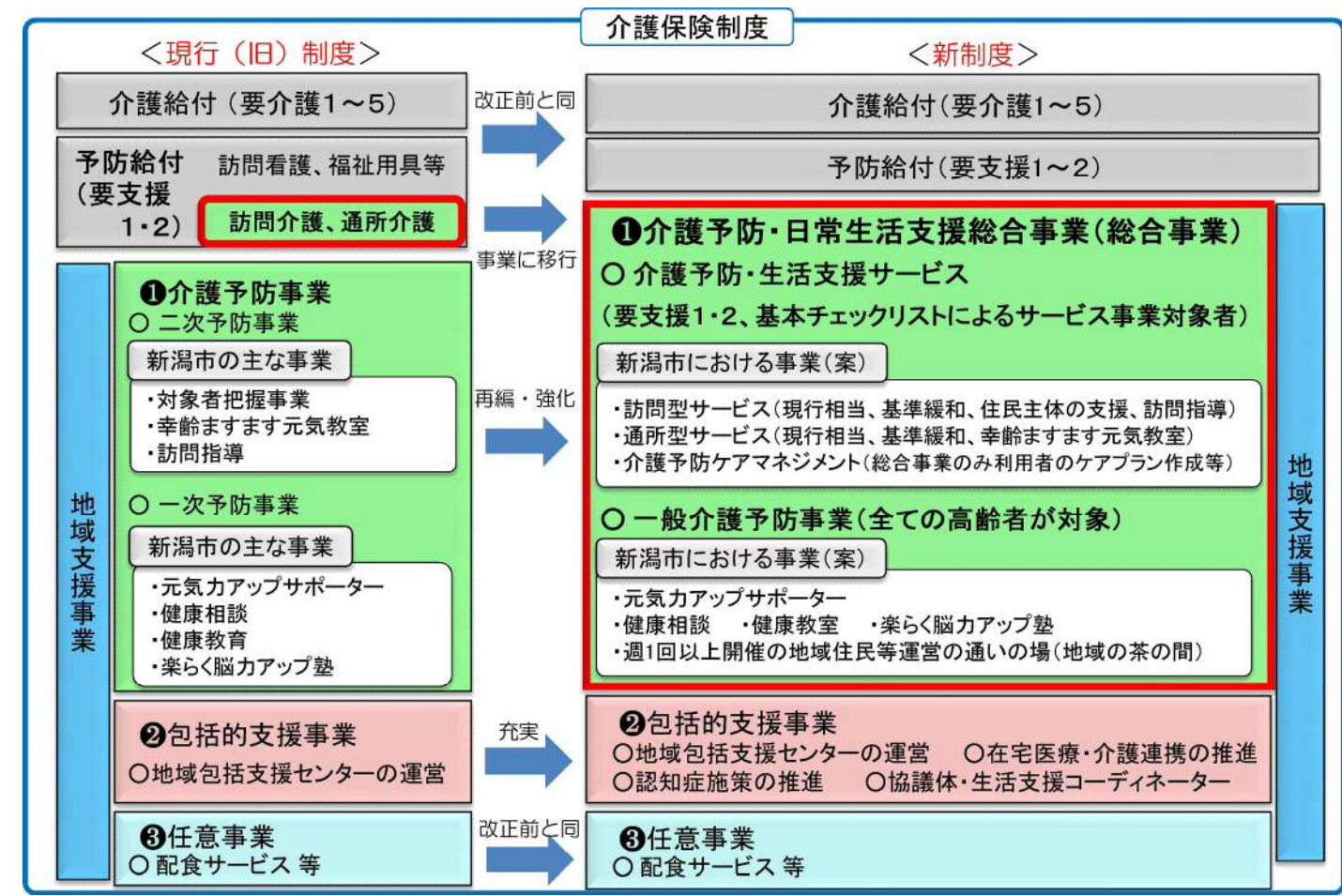
- 高齢者人口の増加（平成 37 年：団塊の世代が後期高齢者に）
 - 高齢者単独世帯・夫婦のみ世帯の増加
 - 認知症高齢者の増大
 - 医療・介護ニーズ増大
 - ちょっとした支援が必要な方の増大
- ✗ 人口減少社会において、これまでと同様の担い手では不足

介護の担い手不足に対して

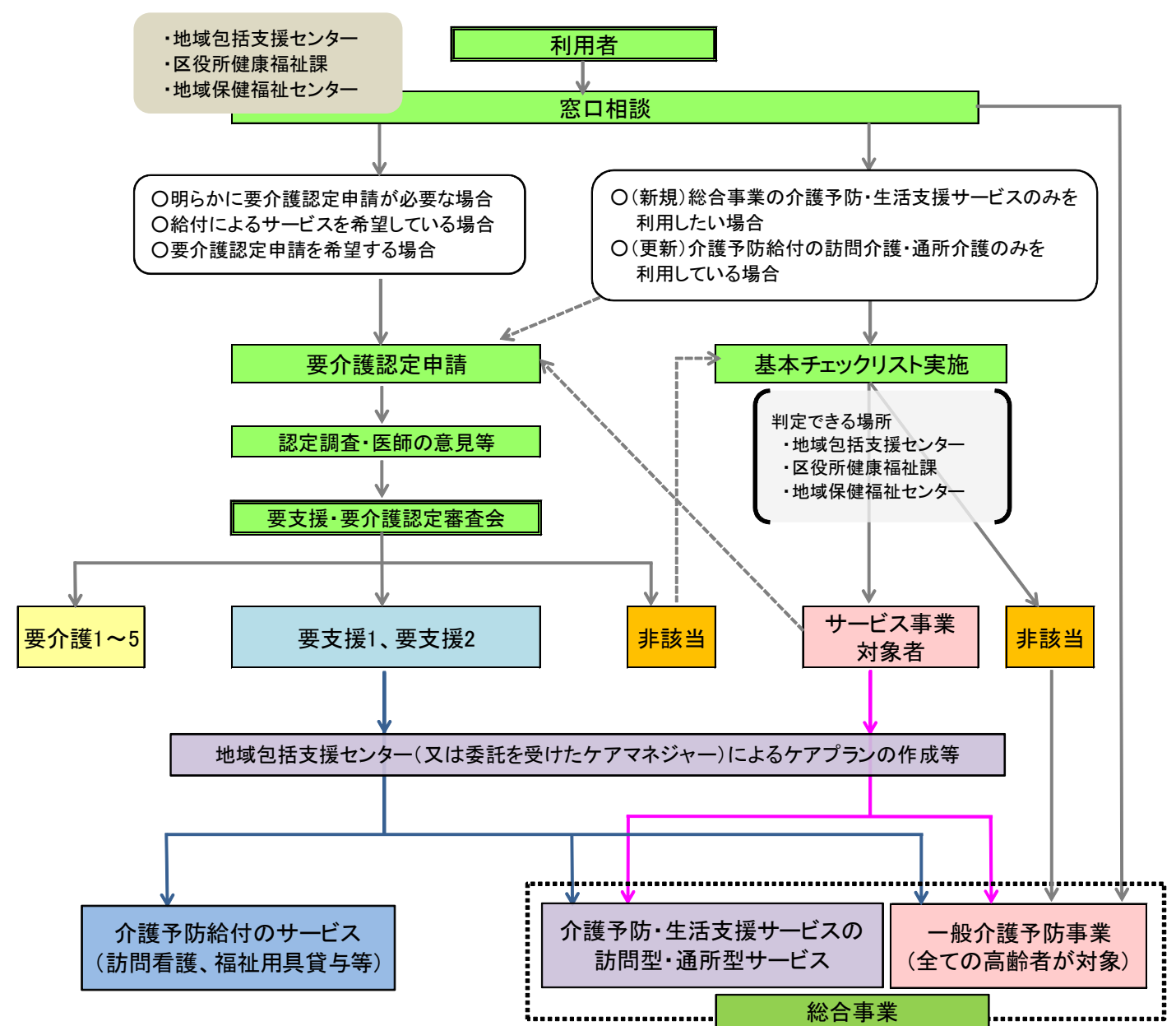
- ・専門職はより中重度の方のケアへ、比較的軽度の方への支援は、新たな人材のすそ野を広げていくことで対応
- ・ちょっとした支援は住民同士の助け合い・支え合い活動が重要

総合事業の実施により、多様な主体による多様なサービス提供・支援を可能とする

2. 介護保険制度の新旧対照・総合事業の実施内容（案）



3. サービス利用の流れ



総合事業のサービス類型(案) イメージ図 ~移行当初から当面の間~

利用者

(要支援1・2の方、基本チェックリストによる事業対象者)

サービス

事業者

現行相当サービス

平成29年度

利用者	サービス	事業者
現在の利用者	訪問	現行サービス事業者
	通所	
新規の利用者	訪問	新規参入事業者 株式会社 NPO法人等
	通所	
総合事業対象外利用者	訪問型サービスB	新規参入団体 自治会・コミ協 ボランティア団体 NPO法人等
	一般介護予防：通いの場	

基準緩和サービス(サービスA)

類型	サービス内容	サービス提供者	人員基準	実施方法	報酬単価	事業所数(見込み)
訪問	「生活援助」の範囲(身体介護を伴わない)	主に雇用労働者	①管理者 専従1以上 ②従事者 必要数 【資格要件】 旧ヘルパー3級以上 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ③訪問事業責任者 従事者のうち1人以上	指定	現行の予防給付の約8割(人員配置基準の緩和により減額)	— (不明)
通所	計画的介護予防(運動、レク、健康チェック、送迎、相談援助等)	主に雇用労働者	①管理者 専従1以上 ②従事者 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.1人以上 【資格要件】(従事者のうち1人以上) サービス提供内容に応じて必要な資格を有する者 介護事業所での勤務経験年数が3年以上の者 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は不要			

住民主体の支援(サービスB、一般介護予防事業：住民運営の通いの場)

類型	サービス内容	サービス提供者	運営基準等	実施方法	補助対象	団体数(見込み)
訪問型サービスB	日常のちょっとした困りごとに対する生活支援	ボランティア主体	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の対応(→保険加入必須) 従事者による秘密保持 従事者の清潔保持と健康状態の管理 廃止・休止の届出と便宜の提供 活動拠点において、概ね週1回以上定期的かつ継続的に活動を行っている 1回あたり概ね10名の市民である高齢者の参加がある又は見込まれる 対象者を年齢で限定せず、だれでも参加できる 	補助	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げ経費の一部 備品購入費 印刷製本費 等 運営経費の一部 ボランティア保険料 通信料 等 	3 + α
一般介護予防：通いの場	週1回以上開催の地域の茶の間					30 + α

支援(バックアップ)

支え合いのしくみづくり会議、支え合いのしくみづくり推進員

身体介護を伴う
現行相当を希望
サービスAがない

身体介護を伴う
サービスAがない

サービスAを希望

住民主体の支援を希望

住民主体の支援を希望

住民主体の支援を希望

現在の利用者確保
将来の介護給付の利用者確保

介護給付と同時に指定申請
サービスAと同時に指定申請

新たな分野として参入

住民主体の支援と同時に指定申請

支え合いの仕組みづくり